

北海道科学大学親交会会則

第1章 総 則

(設置の目的)

第1条 北海道科学大学および北海道科学大学短期大学部（以下「本学」という。）学生の知識および技能の向上と、有為な社会人としての人間育成を図るため、大学と家庭との緊密な連繋および協調体制を保つ組織として、北海道科学大学親交会（以下「本会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、大学事務局内に置く。

第2章 事 業

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大学教職員と学生父母との懇談（相談）会の開催
- (2) 学生の育成に係る、父母の研修（研究）会の開催
- (3) 大学祭、体育祭など全学的行事に対する援助
- (4) クラブ活動に対する援助
- (5) 学生の就職開拓に関する援助
- (6) 連絡刊行物の発行
- (7) 頤彰に関すること
- (8) 慶弔に関すること
- (9) 会員相互の親睦に関すること
- (10) その他必要と認められること

第3章 会 員

(会員)

第4条 本会は、次に掲げる会員で構成する。

- (1) 正会員 学部・短期大学部・大学院学生の父母
- (2) 特別会員 大学教職員
- (3) 名誉会員 本会のために特に功労があり、理事会において推薦された者
- (4) 賛助会員 卒業生の父母および個人又は団体で本会の事業を賛助し、総会において承認された者

(会費)

第5条 会員の会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 年額 学部および短期大学部学生の父母は 6,000 円、大学院学生の父母は 3,000 円とする。
- (2) 賛助会員 1 口年額 5,000 円とし、口数は 1 口以上とする。
- (3) 特別会員および名誉会員 会費は徴収しない。

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員としての入会は、所定の会費納入をもって完了する。

(会員の権利)

第7条 会員は、次の権利をもつ。

- (1) 正会員は、総会における議決権、役員の選挙権および被選挙権をもつ。
- (2) すべての会員は、本会の刊行物の配布を受ける。
- (3) すべての会員は、本会が主催する行事に参加することができる。

(除名)

第8条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て除名することができる。

- (1) 会費の未納が 1 年以上に及ぶとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為があったとき
- (3) 会員の子弟たる大学学生が除籍あるいは退学処分を受けたとき

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、会費を完納したうえ退会届を会長あてに提出するものとする。

(納入金の返還)

第10条 会員が、除名、退会その他の事由で会員の資格を失ったときは、幹事に返還申請書を提出して、既納年度分の会費の返還を求めることができる。

第4章 役員、顧問および職員

(役員)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名

- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 15名以内
- (4) 監事 2名
- (5) 幹事 3名

(役員の選任)

第12条 会長、副会長ならびに理事および監事は、会員の中から総会において選出する。

ただし、理事のうち5名は、特別会員の中から選出する。

2 監事は、他の役員を兼ねることができない。

3 幹事は、特別会員の中から会長が委嘱する。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員により補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務権限)

第14条 会長は、本会を代表して会務を総理し、総会、理事会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、会長および副会長を補佐し、理事会の議決に基づき会務を処理する。

4 監事は、本会の会計を監査するほか、理事会に出席することができる。ただし、議決には加わらない。

5 幹事は、会務を処理するほか、理事会に出席する。ただし、議決には加わらない。

(顧問)

第15条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は会長が推薦し、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営につき会長の諮問に応じ助言する。

(書記)

第16条 本会の会務処理のため必要と認めた場合は、書記を置く。

2 書記は幹事の指示を受け、会務に関する事項を記録、整理、保管する。

第5章 会議

(総会)

第17条 本会の最高決議機関として、総会を置く。

2 総会の決議は、出席正会員の過半数をもって決する。

(通常総会、臨時総会等)

第18条 通常総会は、毎年1回、会長が召集する。

2 通常総会は、次の事項を審議する。

(1) 予算、決算の審議

(2) 会則の変更

(3) 役員の選出

(4) その他、本会の運営上重要な事項

3 臨時総会は、次の場合に会長が召集する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 監事が必要と認めたとき

(3) 正会員の10分の1以上から、会議に付すべき事項を示して要求があったとき

(理事会)

第19条 理事会は、会長が必要と認めた場合召集し、会務処理の協議を行う。

第6章 会計

(本会の運営財源)

第20条 本会の運営財源は、会費、寄付金およびその他の収入とする。

(会費の改定、臨時会費など)

第21条 正会員は、第5条の会費を納入するものとする。ただし、この額は必要ある場合改定されることがある。

2 特別の事情ある場合、総会の議を経て臨時会費を徴することができる。

3 会費の納入は、原則として本会の指定する銀行振込みを利用するものとする。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第23条 監事は、会計処理を常に明確にして置くため、隨時、帳簿、現金その他につき監査を行うものとする。

2 監事は、総会において監査の結果を報告しなければならない。

第7章 雜 則

(支部の設置)

第24条 本会の支部を設置しようとする場合は、正会員5名以上の連署をもって会長に申請し、総会において決定する。

(身上変更等)

第25条 会員は、住所、身分等身上に異動を生じた場合は、会長に届出るものとする。

(解散による財産処理)

第26条 本会が解散した場合の残余財産は、大学学生の福利厚生事業に寄付するものとする。

(その他)

第27条 本会則の運用細部については、理事会の議を経て別に定める。

付 則

1 本会則は、昭和54年9月1日から施行する。

1 本会則の改正は、昭和55年6月1日から施行する。

1 本会則の改正は、昭和60年6月1日から施行する。

1 本会則の改正は、平成4年6月6日から施行する。

1 本会則の改正は、平成6年6月1日から施行する。

1 本会則の改正は、平成8年6月7日から施行する。

1 本会則の改正は、平成11年4月1日から施行する。

1 本会則の改正は、平成26年4月1日から施行する。

1 本会則の改正は、平成27年4月1日から施行する。

なお、短期大学部学生においては、平成27年度入学生から本会則を適用する。

北海道科学大学親交会顕彰内規

(目的)

第1条 この内規は、北海道科学大学親交会（以下「本会」という。）会則第3条第7号の規定に基づく、顕彰に関する取り扱いについて定める。

（顕彰の種類）

第2条 この内規における顕彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 表彰
- (2) 感謝状

（表彰）

第3条 本会の正会員が、多年にわたり、特に本会運営上、功績又は功労が顕著なものおよび会長が特に必要と認めたときは、理事会の議を経て表彰することができる。

2 前項の表彰に対し、金一封又は記念品を贈呈することができる。

3 前項の贈呈額は、理事会においてその都度定める。

（感謝状）

第4条 本会の名誉会員、賛助会員が、多年にわたり特に本会の運営上、功績又は功労が顕著なものおよび会長が特に必要と認めたときは、理事会の議を経て感謝状を贈呈することができる。

2 前項の感謝状に対し、金一封又は記念品を贈呈することができる。

3 前項の贈呈額は、理事会においてその都度定める。

（報告）

第5条 この内規による顕彰は、総会において報告するものとする。

（内規の改廃）

第6条 この内規の改廃は、本会理事会の議を経なければならない。

付則

1 この内規は、昭和60年6月1日から施行する。

1 この内規の改正は、平成12年4月1日より施行する。

1 この内規の改正は、平成26年4月1日より施行する。

北海道科学大学親交会慶弔金内規

（目的）

第1条 この内規は、北海道科学大学親交会（以下「本会」という。）会則第3条第8号の規定に基づく、慶弔の取り扱いについて定める。

（慶弔の種類）

第2条 この内規における慶弔金の種類は、次のとおりとする。

- 1 香料等

- 2 餞別

（香料等）

第3条 本会の正会員又はその配偶者および学生が死亡したときは、それぞれ2万円の香料を贈るものとする。

2 正会員死亡の場合には、会長名の弔電、供花等を贈ることができる。

（餞別）

第4条 本会の正会員の役員が退会したときは、次の基準により餞別を贈るものとする。

- (1) 役員歴4年未満 2万円

- (2) 役員歴4年以上 3万円

（内規の改廃）

第5条 この内規の改廃は、本会理事会の議を経なければならない。

付則

1 この内規は、昭和60年6月1日から施行する。

1 この内規の改正は、平成12年4月1日から施行する。

1 この内規の改正は、平成26年4月1日から施行する。